

庄原市定住支援員設置要綱

(設置)

第1条 本市への移住に必要な地域情報を提供する人材を確保するとともに、定住支援による地域の活性化を推進するため、庄原市定住支援員（以下「支援員」という。）を設置する。

(支援員)

第2条 支援員は、地域に精通し、まちづくりに深い理解と熱意を有し、かつ積極的に活動できる者のうちから、市長が委嘱する。

2 支援員の任期は2年間とし、再任を妨げない。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、任期中においても委嘱を解くことができる。

(所掌事務)

第3条 支援員は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 本市の活性化に係る人材の定住促進に関すること。
- (2) 定住相談に関すること。
- (3) 地域の交流情報・空き家情報の収集及び提供に関すること。
- (4) その他目的達成のため市長が必要と認めた事項

(報償並びに費用弁償等)

第4条 市長は、別に定める額の報償費を日額により支援員に支給する。

2 市長は、支援員が業務のために市外に旅行するときは、別に定める基準により報償費及び交通費を支給する。

(守秘義務)

第5条 支援員は、職務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(報告)

第6条 支援員は、その業務の処理状況を日誌に記録し、毎月1回、翌月5日までに市長に報告しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(庄原市定住推進員設置要綱の廃止)

2 庄原市定住推進員設置要綱（平成17年庄原市告示第101号）は、廃止する。